

# 10-29 ゴビンダさん再審初公判 検察は、証拠隠しと無罪判決への控訴の 過ちを認め、ゴビンダさんに謝罪せよ!

## 検察が自ら無罪主張する矛盾

一九九七年三月におきた東電女性社員殺害事件。発生から十五年半を経て、本日決定的な節目を迎えます。

有罪とされ、無期懲役刑に服していた（六月七日、刑の執行停止で釈放）ネパール人、ゴビンダ・ブラサド・マイナリさんに対する再審（裁判やり直し）が、午前十時半から始まるうとしています。

しかし、この裁判の結論は、始まる前から誰もが知っています。検察自らが、これまでの有罪主張を取り下げ、無罪を申し立てることを、すでに明らかにしているからです。

だが、これほどおかしな矛盾はありません。そもそも今日再審が開かれるのは、二〇〇〇年四月、東京地裁が下した無罪判決に対し、検察が控訴したこと、端を発しているからです。今になって検察が控訴棄却を言い立てる。では、一審無罪からの十二年半は、一体何だったのでしょうか？

検察は、昨年七月以降、次々と明らかになった真犯人を示す「新証拠」によって、状況が変わった。その結果、有罪を維持できなくなったのだ、と言っています。だが、その「新証拠」なるものは、一つ残らず一審段階から存在したもののばかりです。

それらの証拠を十五年も隠し続け、DNA鑑定を怠り、あまつさえ明かな無罪の証拠を、意図的に隠蔽さえしていたのです。新証拠が天から降ってきたのではなく、検察の証拠隠しが発覚し、その結果、無実がより鮮明に証明されたにすぎません。

## 検察は、過ちを認め、検証・謝罪せよ!

にもかかわらず、検察は「これまでの捜査や公判等に誤りはなかった。だから事件の検証も、マイナリ氏への謝罪も必要ない」としています。

何の誤りもなくとも、無実の人が処罰される。それが日本の裁判だ、と開き直っているに等しく、検察自らが、法による正義を真っ向から否定しているのです。

だが、事実が示しているのは、検察が証拠を隠した上で、一審の無罪判決に対して控訴したことの犯罪性です。

まさにゴビンダさんが「最初から検察が証拠を隠さずに出していたら、私の苦しみはなかった筈」と嘆く通りです。いま検察が行うべきは、そもそも無罪に対して控訴したこと自体を過ちと認め、捜査・起訴・公判の全体を通じて事件の見直しを行うことです。その第一歩として、ゴビンダさんへの真摯な謝罪を行うことも、当然必要です。

ゴビンダさんの無実を確信し、支援してきた私たちは、本日の裁判の行方を見届けることで、冤罪を生んだ司法の誤りを正していく必要を訴えたいと思っています。

## 本日の行動予定

# 傍聴と報告集會に集まろう

再審公判を見届ける意味の大きさは、表面に書いた通りです。しかし、本日は傍聴希望者が多く、せつかく裁判所まで足を運びながら、傍聴できない方々も、おおぜい出ると予想されます。そうした方たちにも、初公判の状況と、今後の進展についてご理解いただけるよう、公判後、弁護団による報告の集まりを予定しています。

左記の通りですので、ぜひ多くの皆様が、傍聴と報告集會にお集まりいただくよう、お願いいたします。

## 公判報告集會

午後1時開場 1時半開始予定  
貸会議室「オカモトヤ」第1ビル4階（虎ノ門交差点すぐ）

- 弁護団からの公判報告
- ゴビンダさんメッセージ
- 「支える会」からの報告

無実のゴビンダさんを支える会  
連絡先

govinda@jca.apc.org  
TEL 080-6550-4669



